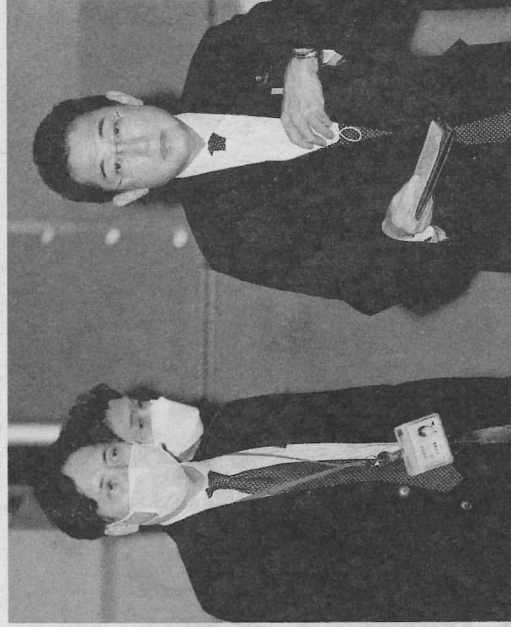


記者団の取材に臨む岸田首相。左は荒井勝憲秘書官＝2022年11月、首相官邸



直木賞受賞エッセー

小川 哲

小説を書くようになる前は、大学院で「超域文化科学専攻」というコースに所属していた。その専攻は、コンピュータが心をもち、

コンピュータが心を持つことなどがあるか」という哲学的な問いを立てた人物でもある。

おがわ・さとし 1980年千葉県生まれ。2015年にハヤカワSFコンテスト大賞を受け、エッセー「ゲームの王国で日本SF大賞、山本周五郎賞。山田風太郎賞も受賞した地図と拳」で直木賞に決まった。

さんが思い浮かべる「科学」とは、たとえば理論だったり、実験だったり、観測だったり、あるいはコンピュータ

らか」と自分に問いかけながら、人類の歴史においてたった一度しか起こらなかった奇跡について、今日も思いをはけているのです。

そんな「人文科学」でもなかなか踏み込めないのが「人間の内面」です。「本

浪曲は面白おかしく

京山幸枝若さん 30代に響く共に

音信

「浪曲は大衆芸能。お客

かつた。一般の大衆層にきに来ないですから。面白おかしくしないと」



京山幸枝若さん

んは町田さんのソウ侍、斬られて曲にして22年度文芸賞の新人賞に輝

な、独自の

岸田文雄首相のズドンライターとされる荒井勝憲首相秘書官が4日、更迭された。3日晩に首相官邸において記者の取材に応じた際、性的少数者への差別発言があったことが理由だ。この場が、公表を前提しない非公式取材であったことが話題になっている。かつて琉球新報も同様な状況での公人発言を報道した際、「オフレコ破り」として厳しく指摘された歴史が

ある(本欄2011年12月10日、同13日、『見張りが争うこと』所収)。そこで改めて、報道前において記者の取材とは、だれが何を守っているのかを考えてみたい。それは今日の、政治とメディアの関係性を問い直すことにもなるはずだ。

半世紀前の事件

ちょうど時を同じくして、横路善弘・北海道知事

／衆院議員が目撃となった。同氏は、沖縄返還をめぐる外務省密約報道で毎日新聞記者が逮捕・有罪となった。いわゆる西山事件のきっかけを作った人物でもある。訴訟では取材の自由が正面から争われ、1978年の最高裁判決では「報道機関が公務員に対して根拠強く執拗に認得ないし要請を続けることは、それが真に報道目的から出たものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会通念上承認されるものである限りは、事実的に関連性を欠き正当な業務行為とい

取材の自由 ①

べべきである」と取材の自由を認めたものとして知られる。しかしこれは一般論に過ぎず、結果として取材源である公務員も記者も有罪とされ、公権力が「不当と

いた。もう、また記者も取材源を守れなかったという意味で、ジャーナリスト倫理上で大きな問題を残した事案だ。このように、取材の自由は極めて危ういバランスの上に成り立っている。壊れやすいものであるが実情だ。公権力側は少しでも隙があればその弱みを突くとして、それによって取材の自由は縮減するという結果

を生みかねない。もちろん、個々の記者が不用意な攻撃書函を作らないことは大切だが、小さな「穴」を開けられることによって、取材や報道が萎縮してしまうことはもともと大きな問題である。

そのために、現行の法枠組みにおいて、政府と報道界との解釈上の差異がどこにあるのかを正確に理解したうえで、一方的な行政運用については抗議や申し入れなどのアクションを起すことで、きちんと対

峙していくことが必要だ。「正当な業務」が何を指すかの判断権が一方的に行政にある現状の中で、形式的には法に反するものの、公益性・公共性が認められ、かつ緊急性や非代替性が合理的に認められるような報道目的の取材については、正当であるとの社会的合意を形成していくことが、より一層重要になってきている。それらを放置したり黙

認することで、「悪しき慣習」として固定化することになり、それは自由の制約に直結することになるからだ。

公益性を優先

こうしたなかで「オフレコ」が多用される日本の取材状況は、私たちの知る権利にとって危険に瀕している。オフレコは、「オプ・ザ・ロード」の略で業界用語の一つだ(反対語は「オンレコ」)。記録すなわち報道しないの意味で使

われ、いわゆる「三だけ」の話として、通常はメモを取ったりテープを回さないのが「社儀」とされる。しかし実際は、「完オフレコ(完全オフレコ)」と呼ばれる、どこで誰が話したが、その内容を全て一切内密にするのではなく、発着者

を正確にしなければ内容は報じてもよいという「責務・フリーイング」レベ

ルまで濃縮がある。今回の場合は、後者の「記者懇談」といわれる一般的な非公式会見の場であり、しかも記者の側も録音していたのではないかと思われるほどの、正確なトーンが報じられている。こうした懇談の場は、政権の政策をより理解するうえで、政治家や官僚の風にもも関連した報道をされないためのセーフティネットでもあり、時には憲法的なりゆきによって世論操作の手法にも使える優れものだ。

だから、セーフティネット側は、利用されないよう細心の注意と緊張感をもち、オフレコの場に居合わせる必要があるし、報じべき公益性が、取材先との「個人的な約束」による信

義を上回る判断した場合、躊躇なく報じる必要がある。もちろんその時には、その信頼関係の反骨が当該記者個人にとどまらず、媒体全体もしくは報道界全体にも波及可能性があるだけに、組織内の協議が不可欠であるし、社儀として相手方に事前に通告を要することも求められよう(その場には他社にも報道予定であることは伝えること

本連載の過去記事は本紙ウェブサイトや『愚かな風』『見張りが争うこと』(いずれも田畑書店)で読めます。

があつてもよかろう)。情報源に接近しつつも、曖昧な関係に甘えないためには、楽な手法に慣れないことだ。取材対象の信を片に質疑している、顔なじみの記者と一緒に聞いたことを実名で報じないのは、記者クラブとして知られる大手報道機関中心の記者渾りの長年の慣行にすぎない。そもそも、テープ・スロートと称されるような機密情報提供者にみんなが会うことはあり得ない。こうした内部告発の要請を含む場合には、当該者を守るため情報源を書かないとは絶対だ。それは法的には、記者団での非公式会見はオフレコに過ぎないという

ことでもある。オフレコ取材の内容を報じたことを称えることに留まるのではなく、これを機

に現場で討論を重ね、少しずつでも甘えや馴れを排していくことで、市民社会からより信頼されるジャーナリズムが成り立つ。

（専修大学教授・言論誌）
①は14日掲載

時評

〈2月〉

山田 健太

「幸」み

ちゃん、食べ物好物を獲張つて、幸せを同根化、思い出さず、あなたが頬を、目尻を垂らす、あなたの「感、世界の全て

ちゃん、風船めいた、細くなった心、時折あなたの

あなたが唇を、耳を垂らすのは、あなたの心臓、聞きたくない

ちゃん、眠れ、毛布に王冠、少し口角が、目を瞞つてい

あなたが、見惚れてしま、あなたの知、見れる狐狐

十評

んは町田さんのソウ侍、斬られて曲にして22年度文芸賞の新人賞に輝